

那覇市訪問型従前相当サービス及び訪問型サービス・活動Aの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

(平成29年3月8日福祉部長決裁)

(令和4年9月26日福祉部長決裁)

(令和6年3月28日福祉部長決裁)

(令和7年9月3日福祉部長決裁)

目次

第1章 総則(第1条—4条)

第2章 訪問型従前相当サービス

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)

第3節 設備に関する基準(第8条)

第4節 運営に関する基準(第9条—第40条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第41条—第43条)

第6節 基準該当相当訪問型従前相当サービスに関する基準(第44条—第48条)

第3章 訪問型サービス・活動A

第1節 基本方針(第49条)

第2節 人員に関する基準(第50条・第51条)

第3節 設備及び運営に関する基準(第52条・53条)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第54条—第56条)

第4章 雑則(第57条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律123号。以下「法」という。)第115条の45第1項第1号イに規定する事業(以下「第1号訪問事業」という。)のうち訪問型従前相当サービス及び訪問型サービス・活動A(以下「訪問型サービス」という。)に係る人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問型サービス事業者

法第115の45の3第1項に規定する指定事業者であるものをいう。

(2) 訪問型従前相当サービス

第1号訪問事業のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。

(3) 訪問型サービス・活動A

第1号訪問事業のうち施行規則第140条の63の6第2号に規定する緩和した基準によるサービスをいう。

(4) 利用料

法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(5) 第1号事業支給費基準額

法第155条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（市が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあっては、その額とし、当該額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。

(6) 基準該当相当訪問型サービス

施行規則第140条の63の6第1号ロに規定する基準に従って行われる基準該当相当訪問型サービスをいう。

(7) 常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(訪問型サービス事業の一般原則)

第3条 訪問型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第1号事業事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 訪問型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 訪問型サービス事業者は、訪問型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 訪問型サービス事業者は、法人でなければならない。

(解釈及び運用)

第 4 条 この要綱の規定は、訪問型サービス等に関する国の通知等において示された基準の趣旨及び内容に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

第 2 章 訪問型従前相当サービス

第 1 節 基本方針

第 5 条 訪問型従前相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第 6 条 訪問型従前相当サービスの事業を行う者(以下「訪問型従前相当サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「訪問型従前相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(訪問型従前相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第 5 節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5 人以上とする。

2 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該訪問型従前相当サービス事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、訪問型従前相当サービス事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型従前相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の人数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前 3 月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第 2 項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問型従前相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型従前相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指

定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している訪問型従前相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該訪問型従前相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 訪問型従前相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型従前相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問型従前相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型従前相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 訪問型従前相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型従前相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問型従前相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型従前相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスの提供の開始に際し、

あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 27 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問型従前相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該訪問型従前相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問型従前相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型従前相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問型従前相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 57 条において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第 2 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、訪問型従前相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問型従前相当サービス事業者は、第 2 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第 2 項各号に規定する方法のうち訪問型従前相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問型従前相当サービス事業者は、当該利用申込者又はそ

の家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第 10 条 訪問型従前相当サービス事業者は、正当な理由なく訪問型従前相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 11 条 訪問型従前相当サービス事業者は、当該訪問型従前相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型従前相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業をいう。第 16 条において同じ。)の実施者(以下、「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の訪問型従前相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 12 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間(施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する第 1 号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無)を確かめるものとする。

2 訪問型従前相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型従前相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第 13 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者(施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する者を除く。)については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 訪問型従前相当サービス事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が

利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 14 条 訪問型従前相当サービス事業者は、旧訪問型従前相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)) 第 30 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第 15 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 16 条 訪問型従前相当サービス事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画(第 1 号介護予防支援事業による支援による作成される計画を含む。))を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型従前相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 17 条 訪問型従前相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 18 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指

導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 19 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスを提供した際には、当該訪問型従前相当サービスの提供日及び内容、当該訪問型従前相当サービスについて支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 20 条 訪問型従前相当サービス事業者は、第 1 号事業支給費の支払を受けることのできる訪問型従前相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型従前相当サービスに係る第 1 号事業支給費基準額から当該訪問型従前相当サービス事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問型従前相当サービス事業者は、第 1 号事業支給費の支払を受けることのできない訪問型従前相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型従前相当サービスに係る第 1 号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問型従前相当サービス事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型従前相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 訪問型従前相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 21 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型従前相当サービスに相当するサービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 22 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知

しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問型従前相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 23 条 訪問介護員等は、現に訪問型従前相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 24 条 訪問型従前相当サービス事業所の管理者は、当該訪問型従前相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 訪問型従前相当サービス事業所の管理者は、当該訪問型従前相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第 6 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 訪問型従前相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、訪問型従前相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - (4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。
 - (5) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第 25 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」と

いう。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型従前相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第 26 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第 27 条 訪問型従前相当サービス事業者は、利用者に対し適切な訪問型従前相当サービスを提供できるよう、訪問型従前相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービス事業所ごとに、当該訪問型従前相当サービス事業所の訪問介護員等によって訪問型従前相当サービスを提供しなければならない。
- 3 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 訪問型従前相当サービス事業者は、適切な訪問型従前相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 28 条 訪問型従前相当サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型従前相当サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 訪問型従前相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 29 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 訪問型従前相当サービス事業者は、当該訪問型従前相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 30 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 訪問型従前相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該訪問型従前相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。
- 3 訪問型従前相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第 31 条 訪問型従前相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 訪問型従前相当サービス事業者は、当該訪問型従前相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこと

がないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 訪問型従前相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 32 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第 33 条 訪問型従前相当サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 34 条 訪問型従前相当サービス事業者は、提供した訪問型従前相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問型従前相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第 35 条 訪問型従前相当サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更之际、介護予防支援事業者等（指定介護予防支援等基準第 2 条第 1 項に規定する担当職員及び同上第 2 項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（施行規則第 140 条の 62 の 4 第 1 号又は第 2 号に該当する者をいう。）に対して、利用者に必要なサービス等を当該介護予防サービス計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域との連携)

第 36 条 訪問型従前相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型従前相当サービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問型従前相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問型従前相当サービスの提供を行うよう努

めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 37 条 訪問型従前相当サービス事業者は、利用者に対する訪問型従前相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型従前相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問型従前相当サービス事業者は、利用者に対する訪問型従前相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第 38 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービス事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 39 条 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型従前相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 40 条 訪問型従前相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 訪問型従前相当サービス事業者は、利用者に対する訪問型従前相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 訪問型従前相当サービス計画

(2) 第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 42 条第 9 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 22 条に規定する市町村への通知に係る記録

- (5) 第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型従前相当サービスの基本取扱方針)

第 41 条 訪問型従前相当サービスは、利用者の介護予防(法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 訪問型従前相当サービス事業者は、自らその提供する訪問型従前相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 訪問型従前相当サービスは、前項の評価を行う際は、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。
- 4 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 5 訪問型従前相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 6 訪問型従前相当サービス事業者は、訪問型従前相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型従前相当サービスの具体的取扱方針)

第 42 条 訪問介護員等の行う訪問型従前相当サービスの方針は、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型従前相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型従前相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型従前相当サービス計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型従前相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型従前相当サービス計画の作成に当たっては、その内

- 容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型従前相当サービス計画を作成した際には、当該訪問型従前相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - (6) 訪問型従前相当サービスの提供に当たっては、訪問型従前相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - (7) 訪問型従前相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (8) 訪問型従前相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
 - (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - (10) 訪問型従前相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - (11) サービス提供責任者は、訪問型従前相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該訪問型従前相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型従前相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該訪問型従前相当サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
 - (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
 - (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて 訪問型従前相当サービス計画の変更を行うものとする。
 - (14) 第 1 号から第 12 号までの規定は、前号に規定する訪問型従前相当サービス計画の変更について準用する。

(訪問型従前相当サービスの提供に当たっての留意点)

第 43 条 訪問型従前相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問型従前相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第 30 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、訪問型従前相当サービスの提供による当該

課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

- (2) 訪問型従前相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第 6 節 基準該当相当訪問型従前相当サービスに係る基準

(訪問介護員等の員数)

第 44 条 基準該当相当訪問型従前相当サービスに該当する訪問型従前相当サービス（以下「基準該当相当訪問型従前相当サービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当相当訪問型従前相当サービス事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当相当訪問型従前相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当相当訪問型従前相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3 人以上とする。

- 2 基準該当相当訪問型従前相当サービス事業者は、基準該当訪問型従前相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 基準該当相当訪問型従前相当サービスの事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第 40 条第 1 項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第 2 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 45 条 基準該当相当訪問型従前相当サービス事業者は、基準該当訪問型従前相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当訪問型従前相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当訪問型従前相当サービス事業所の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第 46 条 基準該当相当訪問型従前相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当相当訪問型従前相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当相当訪問型従前相当サービスの事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事

業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 42 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第 47 条 基準該当相当訪問型従前相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型従前相当サービスの提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問型従前相当サービスが次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- (1) 当該訪問型従前相当サービスの利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、訪問型従前相当サービスのみによっては必要な訪問型従前相当サービスの見込量を確保することが困難であると本市が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該訪問型従前相当サービスが、介護予防支援事業者等の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 当該訪問型従前相当サービスが、第 44 条第 2 項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 当該訪問型従前相当サービスが、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該訪問型従前相当サービスを提供する訪問介護員等の当該訪問型従前相当サービスに従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問型従前相当サービスに従事する時間の合計時間のおおむね 2 分の 1 を超えない場合

2 基準該当相当訪問型従前相当サービス事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当相当訪問型従前相当サービスの提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第 42 条第 2 号の訪問型従前相当サービス計画の実施状況等からみて、当該基準該当相当訪問型従前相当サービスが適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 48 条 第 1 節、第 4 節(第 20 条第 1 項、第 21 条及び第 26 条を除く。)及び第 5 節の規定は、基準該当訪問型従前相当サービスの事業について準用する。この場合において、第 19 条中「内容、当該訪問型従前相当サービスについて支払を受ける第 1 号事業支給費の額」とあるのは「内容」に、第 20 条第 2 項中「第 1 号事業支給費の支払を受けることのできない訪問型従前相当サービス」とあるのは「基準該当訪問型従前相当サービス」に、第 20 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」に、第 26 条第 3 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第 44 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第3章 訪問型サービス・活動A

第1節 基本方針

第49条 訪問型サービス・活動Aは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態等となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援（身体介護を除く。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者等の員数）

第50条 訪問型サービス・活動Aを行う者（以下「訪問型サービス・活動A事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービス・活動A事業所」という。）ごとに置くべき従事者の員数は、訪問型サービス・活動A事業所の運営に必要な数とする。

2 訪問型サービス・活動A事業者は、訪問型サービス・活動A事業所ごとに、従事者のうち、利用者（当該訪問型サービス・活動A事業者が訪問型従前相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス・活動A事業と訪問型従前相当サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービス・活動A及び訪問型従前相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項の従事者及び第2項の訪問事業責任者は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

（1）介護福祉士、法第8条第2項に規程する政令で定める者であること。

（2）市の指定する研修の修了者（前号に掲げるもの除く。）であること。

（管理者）

第51条 訪問型サービス・活動A事業者は、訪問型サービス・活動A事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービス・活動A事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービス・活動A事業所の他の職務に従事し、又はほかの事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備及び運営に関する基準

（介護等の総合的な提供）

第52条 訪問型サービス・活動A事業者は、訪問型サービス・活動Aの事業の運営に当た

っては、調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、これらのうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(記録の整備)

第 53 条 訪問型サービス・活動 A 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問型サービス・活動 A 事業者は、利用者に対する訪問型サービス・活動 A の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービス・活動 A 計画

(2) 第 58 条の規定において読み替えて準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 57 条第 8 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 58 条の規定において読み替えて準用する第 24 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 第 58 条の規定において読み替えて準用する第 37 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第 58 条の規定において読み替えて準用する第 39 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービス・活動 A の基本取り扱い方針)

第 54 条 訪問型サービス・活動 A は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問型サービス・活動 A 事業者は自らその提供する訪問型サービス・活動 A の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問型サービス・活動 A 事業者は、当該訪問型サービス・活動 A 事業者に係る業務の一層の改善を進めるため、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めなければならない。

4 訪問型サービス・活動 A 事業者は、訪問型サービス・活動 A の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

5 訪問型サービス・活動 A 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

6 訪問型サービス・活動 A 事業者は、訪問型サービス・活動 A の提供に当たり、利用者と

のコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

7 訪問型サービス・活動Aの提供時間は、1回当たり60分程度とするものとする。

(訪問型サービス・活動Aの具体的取扱方針)

第55条 従事者の行う訪問型サービス・活動Aの方針は、第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービス・活動Aの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービス・活動Aの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス・活動A計画を作成するものとする。
- (3) 訪問型サービス・活動A計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、訪問型サービス・活動A計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、交付しなければならない。
- (5) 訪問型サービス・活動Aの提供に当たっては、作成した訪問型サービス・活動A計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (6) 訪問型サービス・活動Aの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (7) 訪問型サービス・活動Aの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (9) 訪問事業責任者は、当該訪問型サービス・活動A計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス・活動A計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービス・活動A計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス・活動A計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- (10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス・活動A計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス・活動A計画の変更について準用する。

(準用)

第56条 第8条から第25条まで、第27条から第39条まで、及び第43条の規定は、訪問型サービス・活動Aの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問型従前相当サービス事業所」とあるのは「訪問型サービス・活動A事業所」と、「訪問型従前相当サービス」とあるのは「訪問型サービス・活動A」と、「訪問型従前相当サービス事業者」とあるのは「訪問型サービス・活動A事業者」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、「訪問型従前相当サービス計画」とあるのは「訪問型サービス・活動A計画」と、第9条及び第32条中「第27条」とあるのは「第58条の規定において読み替えて準用する第27条」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第57条 訪問型サービス事業者及び訪問型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条(前条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 訪問型サービス事業者及び訪問型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

(虐待の防止に関する経過措置)

2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市旧介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱(以下「新要綱」という。)第3条第3項及び第40条(新要綱第50条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新要綱第27条(新要綱第50条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新要綱第30条(新要綱第50条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新要綱第30条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新要綱第31条第3項(第50条及び第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

付 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に関する経過措置)

2 施行日から令和7年3月31日までの間、第32条第3項(第50条及び第58条において準用する場合を含む。)中「旧介護予防訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする

付 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 3 日より施行する。